

商標権	判決年月日	令和7年10月30日	担当部	知財高裁第4部
	事件番号	令和7年(行ケ)第10050号		

「牛たん」「けやき」の文字と、図形からなる商標（指定役務「飲食物の提供」）が、商標法4条1項11号に掲げる商標に該当しないと判断した事例

(事件類型) 審決(拒絶)取消 (結論) 審決取消

(関連条文) 商標法4条1項11号

(審決) 不服2024-5348号

### 判決要旨

- 原告は、本願商標（後記）の商標登録出願をしたところ、拒絶査定を受けたため、拒絶査定不服審判請求をしたが、特許庁は請求不成立の本件審決をした。本件は、本件審決の取消しを求める訴訟であり、争点は本願商標の商標法4条1項11号該当性である。
- 本願商標の構成は、以下（左）のとおりであり、赤色と黒色で描かれた図形と、その右側に三段書きで、上段に、やや小さめの文字で「牛たん」、中段に、上段よりも大きな文字で「けやき」等の文字を配する結合商標である（指定役務は「飲食物の提供」）。引用商標の構成は、以下（右）のとおりである（指定役務は「飲食物の提供」）。



- 本件審決は、本願商標の「けやき」の文字部分、引用商標の「KEYAKI」の文字部分及び「けやきの漢字」部分を、それぞれ要部として抽出し、両者は、字種の差異が出所識別標識としての外観上の顕著な差異として強い印象を与えるものとはいはず、「ケヤキ」との称呼、「けやきの木」（本件樹木）との観念において共通するから類似するとして、本願商標は商標法4条1項11号に該当するとした。
- 本判決は、概要、次のとおり判断して、本願商標の商標法4条1項11号該当性を否定し、本件審決を取り消した。

すなわち、結合商標につき、その構成部分の一部を抽出して当該部分を他人の商標と比較して商標の類否を判断することが許される場合においても、分離して観察される部分の出所識別標識としての機能には自ずと強弱があるのであるから、一律に当該部分だ

けに着目して商標の類否を判断するのは相当でなく、当該部分の出所識別標識としての機能が弱い場合においては、他人の商標と外観、称呼及び観念の全てが一致しているときは格別、そうでないときには、他の構成部分も考慮した上で、対比される両商標が、全体として、商品又は役務の出所につき誤認混同を生ずるおそれがあるか否かを判断するのが相当である。

本願商標の「けやき」との文字部分は、出所識別標識としての機能を一定程度有しているものの、本件樹木の名称は、飲食店の店名に比較的よく使用されるものとして、取引者、需要者に知られているものと推認され、指定役務である「飲食物の提供」との関係において、出所識別標識としての機能は弱いものと言わざるを得ない。そして、本願商標の要部である「けやき」の文字部分並びに引用商標の要部である「KEYAKI」の文字部分及び「けやきの漢字」部分は、構成する文字数、文字の種類及びデザインが異なるから、外観において明らかに相違する。そうすると、本願商標と引用商標の類否を判断するに当たっては、本願商標の「けやき」の文字部分以外の構成部分も考慮した上で、本願商標と引用商標が、全体として、商品又は役務の出所につき誤認混同を生ずるおそれがあるか否かを検討する必要がある。

本願商標の他の構成部分である「牛たん」の文字部分も勘案すれば、本願商標からは、「ケヤキ」のほか、「ギュウタンケヤキ」との称呼も生じ、本件樹木のほか、「牛たんを提供するけやきという名称の飲食店」との観念も生じ、外観に加え、これらの称呼及び観念において引用商標と相違する。これらを総合すると、取引者、需要者の認識において、時と所を異にして離隔的に観察した場合、本願商標と引用商標とは互いに紛れるおそれのある類似の商標であるとは認められない。

以上